

週休2日制促進工事における工事成績評定等基準

令和6年7月

鹿嶋市総務部総務課契約検査室

鹿嶋市が発注する週休2日制促進工事の実施要領第10条に示す「別に定める工事成績評定等基準」のうち、一般土木工事及び営繕工事に係るものについては下記のとおりとする。

記

(工事成績評定について)

- 1 発注者は、週休2日制促進工事を通じ実施された休暇拡大に向けた受注者の取組について、工事成績評定により建設工事成績表の工程管理において評価することとする。
 - (1) 現場閉所日確保率が100%以上については、工程管理の点数を加点(2ランクアップ)する。
 - (2) 現場閉所日確保率が75%以上、100%未満については工程管理の点数を加点(1ランクアップ)する。
- 2 週休2日制促進工事のうち、発注者指定型の受注者が、設計図書に基づく週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、工程管理の点数を減点(1ランクダウン)とする。
- 3 週休2日制促進工事のうち、受注者希望型の受注者が、受発注者協議により週休2日制で施工するとしても関わらず、週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、工程管理の点数を減点(1ランクダウン)とする。